

「鎌倉市オリジナル婚姻届」令和8年度及び令和9年度版協働発行事業者募集要項

1 業務概要

(1) 案件名

「鎌倉市オリジナル婚姻届」令和8年度及び令和9年度版の作製及び発行業務

(2) 業務目的

婚姻を考えている方々を対象に、鎌倉市のオリジナルデザインを施した婚姻届出用紙とその書き方等を掲載した「鎌倉市オリジナル婚姻届」を作製し、婚姻届の提出を思い出深いものとし、鎌倉市への関心を高め、愛着を深めていただくことを目的とするものです。

(3) 業務内容

詳細は仕様書に定めるとおりとします。

(4) 協定（履行）期間

協定締結の日から令和9年（2027年）6月30日まで

(5) 実施場所

ア 作製

協働事業者指定の場所

イ 打ち合わせ

鎌倉市役所庁舎内

(6) 費用

協働事業者は、鎌倉市オリジナル婚姻届の作製・発行等に係る費用（編集、印刷、製本、納品、広告掲載等に係る一切）をすべて負担します。

市は、必要に応じて婚姻の諸手続きや本市の制度等の情報提供を行います。

2 応募資格

(1) オリジナル婚姻届を作製した実績があること。

(2) 別に定める仕様書に従って「鎌倉市オリジナル婚姻届」令和8年度及び令和9年度版を作製・発行することが可能であること。

（※年度毎に編集・発行を行います。）

3 応募スケジュール

募 集 開 始	6月9日（月）
質問受付期間	6月9日（月）から6月23日（月）午後5時まで
質 問 回 答	6月30日（月）午後5時まで
提案書等締切	7月7日（月）
選 考 委 員 会 （プレゼンテーション）	8月27日（水）、8月28日（木） ※詳細は、7月31日（木）以降に連絡します。
協働事業者の決定	9月中旬から下旬
協 定 締 結	9月末

4 応募手続

(1) 提出書類

ア 参加資格申出書

指定された様式に、必要事項をすべて記入、押印のうえ提出してください。

イ 暴力団排除条例に関する照会承諾書

指定された様式に、必要事項をすべて記入、押印のうえ提出してください。

ウ 企画提案書

任意様式です。次の内容をすべて盛り込んでください。

- (ア) 主な仕様
- (イ) 企画・ページ構成
- (ウ) 全体的に鎌倉市らしさを感じられるデザイン性
- (エ) 見やすく、使いやすくするための工夫
- (オ) 広告ページの構成、提案、工夫
- (カ) 広告募集の方法
- (キ) 実施体制（人員、作業スケジュール、市との連絡・調整体制）

エ プレゼンテーション資料

例：鎌倉市オリジナル婚姻届完成イメージ

※プレゼンテーション資料については、カラーで印刷してください。

オ 直近に作製したオリジナル婚姻届

カ 社内で設けている広告掲載基準

任意様式です。

キ 会社（団体）概要

任意様式です。

(2) 質問回答

質問は、令和7年（2025年）6月9日（月）から6月23日（月）午後5時までの間で、電子メールにより行ってください。

※電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）は受け付けません。

質問があった場合の回答は、令和7年（2025年）6月30日（月）午後5時までに、募集要項を掲載しているHP上に掲載します。

問い合わせ先：shiminka@city.kamakura.kanagawa.jp

問い合わせ件名：【質問】「鎌倉市オリジナル婚姻届」協働発行業務について

(3) 提出方法

提出書類を下記のとおり、電子及び紙媒体の両方で提出してください。

	電子 メール	郵送 (紙)	提出期限
①参加資格申出書		○ 1部	令和7年（2025年） 7月7日（月）午後 5時まで ※神奈川県競争入 札参加資格を持って おらず、事前に参加 資格の審査を希望す る場合は、余裕をも って①及び②の書類 を提出してください （審査には14営業日 ほどかかります）
②暴力団排除条例に 関する照会承諾書		○ 1部	
③企画提案書	○	○ 7部	
④プレゼンテーション 資料	○	○ 7部	
⑤直近に作製した オリジナル婚姻届	○	○ 7部	
⑥社内で設けている 広告掲載基準	○	○ 7部	
⑦会社（団体）概要	○	○ 7部	

- ア 電子メール送付先
shiminka@city.kamakura.kanagawa.jp
件名：【提出】「鎌倉市オリジナル婚姻届」協働発行業務について
- イ 郵送先
〒248-8686
鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市役所市民防災部市民課

(4) プレゼンテーション

- ア 日程（予定）
令和7年（2025年）8月27日（水）、8月28日（木）
※開催日時及び場所は8月5日（火）以降に連絡します。
- イ 出席者
業務に直接携わる方が行うものとし、必要最小限の人数としてください。
（事前に何名出席するかを確認させていただきます。）
- ウ 企画提案への意見
業務の実施にあたり、提案書の内容が事業の意に反する場合など、質疑応答の際に修正や更なる提案を求めることがあります。その際には、質疑応答を踏まえた結果を、応募者からの提案として取り扱うものとします。（また、再度の資料提出を求めることがあります。）

5 審査・選定方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査を行い、最も優秀な提案の応募者1者を協働事業者候補として選定します。

審査の結果、評価点が同点となった場合は、審査員による協議にて1位を決め、協働事業者候補を決定するものとします。

また、応募者が1者の場合は、各審査員の評価の合計点の平均得点が36点以上の場合に、協働事業者候補として決定するものとします。

6 審査基準・配点

- (1) 使いやすさ・見やすさ・デザイン（配点25点）
- ア 使いやすく、見やすい仕様になっているか
- イ 企画内容が工夫されているか
- ウ 年齢にとらわれない内容、表現になっているか
- エ デザインが鎌倉市の歴史や文化等を活かしたものになっているか
- オ ページ構成が工夫されているか
- (2) 広告掲載（配点20点）
- ※鎌倉市広告掲載基準及び要綱を遵守してください。
- ア 各ページにおいて広告が情報を阻害していないか
- イ 広告掲載基準が適正か
- ウ 広告主の確保ができなかったときの対応を考えているか
- エ 広告主への対応（苦情等含む）が適正か
- (3) 実施体制（配点15点）
- ア 確実に実施できる体制か
- イ 校正、納品、配送スケジュールは適当か
- ウ 市との連絡・調整体制が適当か

7 失格事由

審査の結果、36点未満と評価した審査員が2人以上、または平均36点未満の評価となった場合は、失格となります。

8 応募者が1者のみの場合の取扱い

企画提案書及びプレゼンテーション資料の書面審査を行い、プレゼンテーションは実施しない場合があります。

9 選定結果について

選定結果は、各応募者に対し、文書にて通知するものとします。

また、結果の概要を、市ホームページへ掲載することにより公表します。

10 協定の締結等

協働発行事業者候補者との協定締結にあたっては、提案内容を基に、細部について市と協議し、締結するものとします。また、協働発行事業者候補者が何らかの理由により協定を締結できなかった場合は、次点の事業者と協定締結の交渉を行うものとします。

11 その他

(1) 企画提案の応募に係る経費は応募者の負担とし、市は一切の費用負担を行いません。また、提出された企画提案書は返却しません。

(2) 提出された企画提案書は原則公開とします。部分的に非公開を希望する場合は申出により協議します。